

第百八十六回国
参議院内閣委員会
會議録第十号

平成二十六年四月十五日(火曜日)
午前十時開会

委員の異動
四月十一日

石井 正弘君
高階恵美子君
大塚 耕平君

補欠選任
世耕 弘成君
佐藤ゆかり君
大野 元裕君

佐藤ゆかり君
補欠選任
石田 昌宏君

出席者は左のとおり。

委員長
理事
水岡 俊一君
上月 良祐君
松下 新平君
芝 博一君
山下 芳生君

委員
石田 昌宏君
岡田 広君
鴻池 祥肇君
山東 昭子君
世耕 弘成君
福岡 資麿君
山崎 力君
山谷えり子君
大野 元裕君
神本美恵子君
蓮 舫君
秋野 公造君
江口 克彦君
浜田 和幸君

国务大臣
山本 太郎君

副大臣
内閣府副大臣
後藤田正純君

大臣政務官
内閣府大臣政務官
亀岡 偉民君

事務局側
常任委員会専門員
藤田 昌三君

本日の会議に付した案件

○内閣府設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(水岡俊一君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

昨日までに、大塚耕平君、石井正弘君及び高階恵美子君が委員を辞任され、その補欠として大野元裕君、世耕弘成君及び石田昌宏君が選任されました。

○委員長(水岡俊一君) 内閣府設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。山本内閣府特命担当大臣。

○国务大臣(山本一太君) ただいま議題となりました内閣府設置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展

を図るためには、科学技術の振興を通じた新産業の創出等を促進することが重要となっております。

この法律案は、このような観点から、総合科学技術会議の司令塔機能の強化を図るため、内閣府の所掌事務に、研究開発の成果の実用化によるイノベーションの創出の促進を図るための環境の総合的な整備に関する事務を追加するとともに、総合科学技術会議を総合科学技術・イノベーション会議に改組する等の所要の措置を講ずるものであります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、内閣府の所掌事務として、研究開発の成果の実用化によるイノベーションの創出の促進を図るための環境の総合的な整備に関する企画及び立案並びに総合調整に関する事務、これに関する施策の推進に関する事務、科学技術基本計画の策定及び推進に関する事務並びに科学技術に関する関係行政機関の経費の見積りの方針の調整に関する事務を追加します。

第二に、総合科学技術会議を総合科学技術・イノベーション会議に改めます。

第三に、総合科学技術・イノベーション会議の所掌事務に、内閣総理大臣の諮問に応じて研究開発の成果の実用化によるイノベーションの創出の促進を図るための環境の総合的な整備に関する重要事項について調査審議する事務を追加します。

第四に、総合科学技術・イノベーション会議の有識者議員である者の任期を三年とするともに、任期が満了したときは、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとします。

以上のほか、所要の規定の整備を行うこととしております。

なお、この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○委員長(水岡俊一君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十時三十分散会

四月十一日本委員会に左の案件が付託された。

一、特定秘密保護法の撤廃に関する請願(第九五七号)

一、子ども・子育て支援新制度に関する請願(第九五八号)

一、国民共通番号制を実施しないことに関する請願(第一〇二〇号)(第一〇二二一)(第一〇二二二)

一、特定秘密保護法の撤廃に関する請願(第一〇四九号)

一、子ども・子育て支援新制度に関する請願(第一〇六七号)

第九五七号 平成二十六年三月二十八日受理
特定秘密保護法の撤廃に関する請願

請願者 長野県上伊那郡南箕輪村 吉田 博 外二四四六十七名
紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第九五八号 平成二十六年三月二十八日受理

子ども・子育て支援新制度に関する請願

請願者 埼玉県草加市 上野峰誠 外七百六十九名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第五七七号と同じである。

第一〇二〇号 平成二十六年三月二十八日受理

国民共通番号制を実施しないことに関する請願

請願者 東京都練馬区 野口育哉 外七千四百六十九名

紹介議員 吉良よし子君

この請願の趣旨は、第三六一号と同じである。

第一〇二二二号 平成二十六年三月二十八日受理

国民共通番号制を実施しないことに関する請願

請願者 東京都狛江市 小林都美子 外七千四百六十九名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第三六一号と同じである。

第一〇二二三号 平成二十六年三月二十八日受理

国民共通番号制を実施しないことに関する請願

請願者 東京都江東区 石川時男 外七千四百七十名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第三六一号と同じである。

第一〇四九号 平成二十六年三月三十一日受理

特定秘密保護法の撤廃に関する請願

請願者 鳥取県日野郡江府町 神庭利明 外百七十一名

紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一〇六七号 平成二十六年三月三十一日受理

子ども・子育て支援新制度に関する請願

請願者 札幌市 深澤誠 外三千八百六十三名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第五七七号と同じである。

四月十四日日本委員会に左の案件が付託された。

一、内閣府設置法の一部を改正する法律案

内閣府設置法の一部を改正する法律案

内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「総合科学技術会議」を「総合科学技術・イノベーション会議」に改める。

第四条第一項中第六号の二を第六号の三とし、第六号の次に次の一号を加える。

六の二 研究開発の成果の実用化によるイノベーションの創出(研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律(平成二十年法律第六十三号)第二条第五項に規定するものをいう。第三項第七号の三及び第二十六号第一項第四号において同じ。)の促進を図るための環境の総合的な整備に関する事項

第四条第三項第七号を次のように改める。

七 科学技術基本計画(科学技術基本法(平成七年法律第百三十号)第九条第一項に規定するものをいう。)の策定及び推進に関すること。

第四条第三項中第七号の六を第七号の八とし、第七号の二から第七号の五までを二号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の二号を加える。

七の二 科学技術に関する関係行政機関の経費の見積りの方針の調整に関すること。

七の三 研究開発の成果の実用化によるイノベーションの創出の促進を図るための環境の総合的な整備に関する施策の推進に関すること。

第四条第三項第十五号中「第七号の六」を「第七号の八」に改める。

第十八条第一項中「総合科学技術会議」を「総合科学技術・イノベーション会議」に改める。

第三章第三節第二款第三目の目名を次のように改める。

第三目 総合科学技術・イノベーション会議

第二十六号第一項中「総合科学技術会議」を「総合科学技術・イノベーション会議」に改め、同項第四号中「及び第二号」を「並びに第一号及び前号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 内閣総理大臣の諮問に応じて研究開発の成果の実用化によるイノベーションの創出の促進を図るための環境の総合的な整備に関する重要事項について調査審議すること。

第二十六号第二項中「第六号」を「第六号の二」に、「及び同項第二号」を「並びに同項第二号及び第四号」に改め、同条第四項中「及び同項第二号」を「並びに同項第二号及び第四号」に改める。

第三十一条第一項中「二年」を「三年」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第一項の議員の任期が満了したときは、当該議員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

附則第二条の二第一項中「第三項第七号の六」を「第三項第七号の八」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に内閣府設置法第二十九条第一項第六号に掲げる議員である者の任期については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(特別職の職員の給与に関する法律等の一部改正)

第四条 次に掲げる法律の規定中「総合科学技術会議」を「総合科学技術・イノベーション会議」に改める。

一 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)第一条第十七号及び第五十一号並びに別表第一

二 科学技術基本法(平成七年法律第百三十号)第九条第三項

三 ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律(平成十二年法律第百四十六号)第四条第三項

四 独立行政法人科学技術振興機構法(平成十四年法律第百五十八号)附則第五条の三及び第五条の四

(文部科学省設置法の一部改正)

第五条 文部科学省設置法(平成十一年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第四条第四十四号及び第四十六号中「関すること」の下に「(内閣府の所掌に属するものを除く。)」を加え、同条第四十七号を次のように改める。

四十七 削除